

糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託（以下「本業務」という。）の受注者を企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定するため、要件等について必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 件名

糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託

(2) 業務の内容

別紙「糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで（3年間の長期継続契約）

(4) 業務委託費の上限

13,032,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※緊急通報装置の台数見込

- ・ 固定電話回線対応タイプ 140台
- ・ 携帯電話回線等無線対応タイプ 10台

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。応募資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、その後に応募に備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 糸魚川市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 令和7・8年度糸魚川市業務委託等契約希望者名簿における「9-3 その他」に登載されていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てがなされていないこと。
- (5) 新潟県内の他自治体において緊急通報装置貸与事業の実績を有すること。
- (6) 公募開始日においてプライバシーマークの認証（JISQ15001）を保有していること。

3 スケジュール

項目	期日又は期間
公募開始	令和7年12月1日(月) 糸魚川市ホームページ
質問受付	令和7年12月1日(月)～8日(月)
質問回答	令和7年12月12日(金) 糸魚川市ホームページ
参加表明書の提出期限	令和7年12月16日(火)
企画提案書の提出期限	令和7年12月19日(金)
書類選考	令和7年12月22日(月)～26日(金)
選定結果の通知	令和8年1月13日(火)
優先交渉権者との協議、 調整開始 ・仕様書の細部調整 ・契約締結	令和8年1月13日(火)から
貸与業務開始	令和8年2月1日(日)

※期間の表示があるものは、午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

4 質疑及び回答

本実施要領及び業務仕様書の内容に不明な点がある場合は、下記により行う。ただし、審査、評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 提出様式

様式1 「質問書」 ※内容を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 受付期間

本実施要領「3 スケジュール」のとおり

(3) 提出方法

本実施要領10の提出先へ電子メールで送信し、電話にてその旨を連絡すること。

※ 件名：「(事業者名) 緊急通報装置貸与事業プロポーザルに関する質問」

※ 電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(4) 回答方法

受け取った質疑への回答は、令和7年12月12日(金)に市のホームページに掲載する。

※ 質問者の名称は非公表とする。

※ 質問回答者については、参加表明書等の提出前に必ず確認すること。

5 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

様式第2号 参加表明書

(2) 提出部数

1部

- (3) 受付期間
本実施要領「3 スケジュール」のとおり
- (4) 提出方法
本実施要領10の提出先へ持参又は郵送すること（郵送の場合は提出期間内必着）
※ 郵送の場合は、電話等により、郵送した旨の連絡をすること。

6 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加事業者は、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 「応募に関する提出書類一覧表」のとおり
- (2) 提出期限
本実施要領「3 スケジュール」のとおり
- (3) 提出方法
本実施要領10の提出先へ持参又は郵送すること（郵送の場合は提出期間内必着）
※ 郵送の場合は、電話等により、郵送した旨の連絡をすること。

「応募に関する提出書類一覧表」

様 式	書 類 名	提出部数
様式第3号	企画提案書（補足資料：様式任意1～3）	正本1部、副本6部
様式第4号	業務委託見積書	1部
様式任意1	会社概要（事業者の概要・組織がわかるもの）	7部
様式任意2	機器の取扱い及び操作機能説明書	7部
様式任意3	プライバシーマーク登録証の写し	7部

《留意事項》

- (1) 提出された書類はその理由に関わらず返却しない。また、市から追加書類の提出、記載内容の質疑があった場合は、その指示に従うこと。
- (2) 応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は、必要があるときは、内容を無償で使用することができる。
- (4) 応募にかかる全ての経費は、応募者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。
- (5) 企画提案書は、提案内容の分量に応じて各項目の記載欄（枠）の高さは適宜拡張・縮小して差し支えないものとする。ただし、項目名の構成・順序および基本レイアウトは変更しないこと。
- (6) 企画提案書の枚数は、表紙を除き、A4判で20ページ以内とする。なお、見積書の枚数は別とする。
- (7) 記載内容については、簡潔、明瞭に表現すること。（専門用語を多用せず、平易な表現とする。）また、本文の文字サイズは原則として10ポイント程度とすること。余白、行間、欄外注の設定は任意とするが、全体の可読性を確保すること。
- (8) 「様式任意1 会社概要」については、PR用パンフレットを添付することは差し支えない。
- (9) 参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

- (10) 応募者が1者のみであっても、「2 参加資格要件」を満たす者であれば、本プロポーザルを実施する。

7 事業者の選定等

(1) 選定方法

別途設置する審査委員会が、評価基準に基づき書類審査を行い、本業務の契約予定者を選定する。なお、見積金額が委託料上限額を超えている場合は、審査から除外する。

(2) 審査日程

本実施要領「3 スケジュール」のとおり

(3) 審査要領

優先交渉権者の選定は評価者が行い、定められた項目について審査する。

(ア) 選定審査項目ごとに行い、それぞれの項目の得点の合計を総合得点として、最も点数の高い者を優先交渉権者として選定する。

(イ) 評価点が同点であって、優先交渉権者が決定しない場合は、評価者の協議により決定した事業者とする。採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を優先交渉権者とする。

(4) 審査基準項目

(ア) 業務遂行能力（様式第3号、任意様式1）

- ・「糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託仕様書」10 業務内容等(1)業務の受託体制に記載されている遂行能力を備えていること。
- ・経営状況が良好であること。
- ・安定的に機器の提供ができること。
- ・過去の業務実績が良好であること。

(イ) 保守体制の妥当性（様式第3号）

「糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託仕様書」10 業務内容等(2)機器の貸与、撤去及び保守に記載されている保守体制であること。

(ウ) 通報対応及び運用体制の有効性（様式第3号）

「糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託仕様書」10 業務内容等(3)緊急通報及び安否確認の受発信業務、(4)利用者への機器の取扱い説明業務（随時対応）、及び(5)市への報告等業務に記載されている通報対応及び運用体制であること。

(エ) 緊急通報装置の機能と操作性（様式第3号、様式任意2）

緊急通報装置（以下、機器という。）は、「糸魚川市緊急通報装置貸与事業業務委託仕様書」11 機器（一式）の種類及び数量、及び⑫機器の機能に記載されている機能を備えていること。

(オ) 業務委託見積額（様式第4号関係）

提案内容に対して適正な見積額を提示していること。

(5) 選定審査項目の配点及び評価基準

(ア) 選定審査項目の配点

評価者による審査項目の配点は以下のとおりとする。(23項目)

審査番号	審査項目	配点
1	業務遂行能力（6項目）	24
2	保守体制の妥当性（4項目）	16
3	通報対応及び運用体制の有効性（6項目）	24
4	緊急通報装置の機能と操作性（6項目）	24
5	業務委託見積額（1項目）	12
合計		100

(イ) 評価基準

審査項目に対する評価基準及び評価点数は以下のとおりとする。

評価基準	評価点数
大いに評価できる	4
評価できる	3
普通	2
あまり評価できない	1
評価できない	0

(6) 審査結果の通知

(ア) 通知予定期日

本実施要領「3 スケジュール」のとおり

(イ) 通知方法

プロポーザルに参加した全事業者に文書で通知する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議の申し立ては受け付けない。

(ウ) 結果の公表

契約予定者名及び審査結果の概要是、市のホームページ等で公開する。

8 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約手続等

契約予定者と随意契約により委託契約を締結する。ただし、契約予定者が辞退した場合又はその他の理由で契約できない場合は、次点の事業者と協議のうえ、委託契約を締結する。なお、契約に関しては、糸魚川市財務規則等に基づき手続きを行う。

10 問合・書類等提出先

本プロポーザルに関する問合せ及び書類等の提出先は以下の通りです。

〒941-0056 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市市民部福祉事務所福祉サービス係（糸魚川市役所本庁舎1階）

電話：025-552-1511（内線2171） FAX：025-552-8250

E-mail：fukushi@city.itoigawa.lg.jp